令和7年度香川県ICT活用工事普及促進事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 香川県ICT活用工事普及促進事業(以下「本事業」という。)の実施については、香川県ICT活用工事普及促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(交付申請書の受付期間)

第3条 要綱第6条に規定する交付申請書の受付期間は、原則として、令和7年7月22日(火)から令和7年8月21日(木)までとする。

(交付申請書の必要添付書類)

- 第4条 要綱第6条に規定する交付申請書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)会社案内又は商業登記簿謄本(会社案内等の現在営んでいる事業内容が確認できるもの又は 交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得した商業登記簿謄本(個人の場合は住民票))
 - (2) 県税事務所が発行する納税証明書(交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得した、 すべての県税に滞納がない旨の証明)
 - (3) 対象経費の算出根拠を証する書類(見積書、設計書等)
 - (4) 事業内容の確認に必要な書類 (パンフレット、写真等)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助事業者の選定)

- 第5条 県は要綱第6条により提出された交付申請に係る書類の内容について審査し、補助事業者 を選定することとする。
- 2 前項の審査は、原則として、書類審査により実施することとする。
- 3 補助事業者の選定は、別表に定める審査基準に基づき、事業計画の内容等を総合的に勘案して 決定することとする。
- 4 補助事業者の選定に当たっては、条件を付し、又は申請金額を減額して決定することができる ものとする。

(審査結果の通知)

第6条 県は前条の審査結果について、要綱に定める交付(不決定)決定通知書により、補助対象 事業者に対して速やかに通知するものとする。

(実績報告書の提出期限)

第7条 補助事業者は、要綱第12条第1項に規定する実績報告書を、事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(実績報告書の必要添付書類)

- 第8条 要綱第12条第2項に規定する実績報告書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものと する。
- (1) 見積書、注文書、契約書の写し等
- (2) 支出を証する書類(納品書、請求書、領収書の写し等)
- (3) 実施した補助事業の内容がわかる資料
 - ・完成写真(機器の全体及び詳細、型番等を確認できるもの)
 - ・仕様書、図面(仕様等を確認できるもの)等
- (4) 財産管理台帳の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(実施結果報告書の提出期限)

第9条 要綱第15条第2項に規定する実施結果報告書の提出期限は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の3月10日までとする。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(その他)

- 第10条 補助事業者となった者は、以下について協力するものとする。
 - (1) 県の発注する工事等でのICT機器等の積極的な活用
 - (2) ICT活用の普及啓発活動(現場見学会の開催、ホームページ・SNSを活用した広報等) の継続的な実施
 - (3) 県の広報活動(県ホームページ、広報誌、パンフレット等での成果や事例の紹介)
 - (4) 県の実施するICT機器等の活用効果等に関する調査やアンケート等への回答

附則

この要領は、令和7年7月22日から施行する。